

【 5 . 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援】

1 . 現行計画の達成状況・評価

< 目標 >

- 保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、両立基盤を整備する。

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

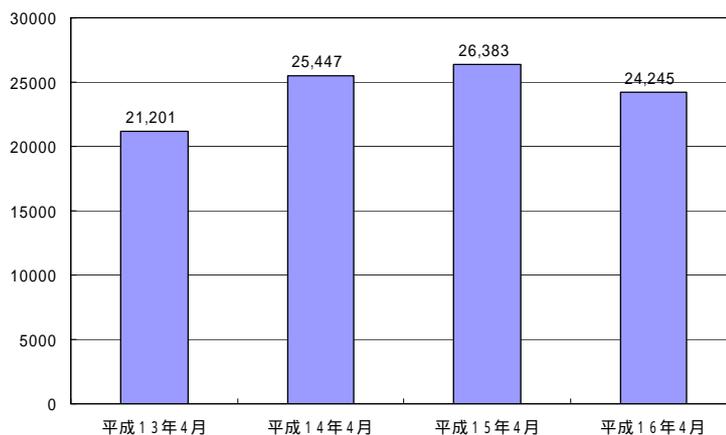
【計画期間中に実施した主な施策】

- 待機児童ゼロ作戦の推進（厚生労働省）
- 低年齢児保育、延長保育、休日・夜間保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり等多様な保育サービスの提供（厚生労働省）
- 「預かり保育」など幼稚園における子育て支援の充実（文部科学省）
- 放課後児童対策の充実（文部科学省、厚生労働省）
- つどいの広場や地域子育て支援センターにおける子育てに関する相談支援体制の整備（厚生労働省）
- 子育て支援のための良質なファミリー向け住宅の供給促進（国土交通省）
- 公共交通機関のバリアフリー化（国土交通省）

【主な政策効果】

- 待機児童数の推移 （単位：人）

	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月
待機児童数	21,201	25,447	26,383	24,245
対前年同月比		4,246	936	2,138



資料出所：厚生労働省調べ

- 都道府県・政令指定都市・中核市別保育所待機児童数（主なもの）

1,000人以上の都府県	
埼玉県	1,628人
東京都	5,223人
神奈川県	3,078人
大阪府	3,430人
兵庫県	1,278人
沖縄県	2,246人

0人の県	
富山県	0人
石川県	0人
福井県	0人
山梨県	0人
長野県	0人
岐阜県	0人
宮崎県	0人

注：平成16年4月1日現在
資料出所：厚生労働省調べ

● 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数 (ヶ所)	定員 (人)	利用児童数 (人)	定員充足率 (%)
13年	22,214	1,936,881	1,828,225	94.4
14年	22,268	1,957,504	1,879,568	96.0
15年	22,354	1,991,145	1,920,599	96.5
16年	22,490	2,028,045	1,966,929	97.0

注：各年4月1日現在、なお16年の数値は概数である。
資料出所：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

● 低年齢時保育受け入れ枠の拡大

12年	13年	14年	15年
59.3万人	62.4万人	64.6万人	67.1万人

資料出所：厚生労働省調べ

● 延長保育実施の拡大

12年	13年	14年	15年
8,052ヶ所	9,431ヶ所	10,600ヶ所	11,702ヶ所

資料出所：厚生労働省調べ

● 預かり保育実施幼稚園数

12年	13年	14年	15年	16年
6,860園	7,761園	8,473園	8,985園	9,419園

資料出所：文部科学省調べ

● 放課後児童クラブの整備

12年	13年	14年	15年	16年
10,994ヶ所	11,803ヶ所	12,782ヶ所	13,698カ所	14,457カ所

資料出所：厚生労働省調べ

● 公共交通機関のバリアフリー化の推進

	12年	13年	14年	15年
段差解消	29%	33%	39%	44%
視覚障害者誘導用 ブロックの敷設	57%	64%	72%	74%

注：1日の平均利用者数5000人以上の旅客施設を対象
資料出所：国土交通省調べ

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

【計画期間中に実施した主な施策】

- 一般事業主行動計画の策定・実施についての周知・啓発（厚生労働省）
- 育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除等の制度の周知・指導等（厚生労働省）
- ファミリー・サポート・センター事業の拡充（厚生労働省）

【主な政策効果】

- 育児休業制度を就業規則等に規定した事業所の割合は、平成14年度で61.4%。

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

● 育児休業取得率

	11年度	14年度	15年度
男性	0.42%	0.33%	0.44%
女性	56.4%	64.0%	73.1%

注：平成11年度及び平成14年度は5人以上規模の事業所調査の数値であり、平成15年度については30人以上規模の企業調査であるため単純に比較はできない。

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

● ファミリー・サポート・センターの数

12年	13年	14年	15年	16年
116ヶ所	193カ所	262カ所	301ヶ所	342ヶ所

注：平成16年10月31日現在

資料出所：厚生労働省調べ

● 就学時健診等の機会を活用した子育て講座の実施数

13年度	15年度
12,759	17,190

資料出所：文部科学省調べ

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 勤労者のボランティア活動への参加を支援するための情報提供等の環境整備事

業（厚生労働省）

- 家庭教育手帳・ノートの作成・配布や「子育て学習の全国展開事業」等を活用した家庭教育に関する学習機会の充実（文部科学省）
- 父親の家庭教育参加の支援・促進（文部科学省）
- 学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の大人の協力を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施（文部科学省、厚生労働省）
- 労働時間の短縮等就業条件の整備（厚生労働省）

【主な政策効果】

- ボランティアセンターにおいて把握している地域活動に参加しているボランティア数

12年	13年	14年	15年
7,120,950人	7,219,147人	7,396,617人	7,791,612人

資料出所：全国社会福祉協議会「都道府県・指定都市社会福祉協議会ボランティアセンター関係調査」

- 年間総実労働時間の推移

12年	13年	14年	15年	16年
1,859時間	1,848時間	1,837時間	1,846時間	1,840時間

注：調査産業計、事業所規模30人以上

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- 30歳台の男性では、週労働時間が50時間以上の方が63.4%を占める。

資料出所：(財)連合総合生活開発研究所「働き方の多様化と労働時間等の実態に関する調査」(平成14年)

<評価と問題点>

- 保育サービスの充実が進んでおり、一定の成果が見られるが、待機児童数が依然として多く、延長保育や放課後児童クラブの進捗も不十分である。
- 特に男性の育児休業取得率は低い水準で推移している。
- 子育て世代の男性の労働時間短縮が進んでいない。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

<目標>

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

少子・高齢化、グローバル化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女一人一人の生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっている。特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められている。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備していくこととする。

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

【施策の基本的方向】

少子・高齢化、グローバル化、情報化、核家族化等が進展する中で、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることの重要性は増している。このため、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立を困難にする職場風土の改革を強力に進める。特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。

また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

【具体的な取組】

- 仕事と育児・介護等家庭生活との両立を推進するとともに職場優先の組織風土を変え、働き方の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。
- 育児・介護休業法の積極的な周知に努め、企業の制度として定着するよう指導を徹底するとともに、小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働を免除する制度等の普及促進を図る。
- 中小企業、零細企業においても、育児休業の取得が進むよう、育児休業制度についての周知・徹底を図る。
- 育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。
- 仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活

等に配慮した労働時間の設定改善、長時間にわたる時間外労働の是正、フレックスタイム制の普及、年次有給休暇の取得推進等を進める。

- 短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。
- 仕事と育児・介護等の両立のための相談、情報提供等の充実を図る。
- 企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。
- 男性の子育て参加促進を進める。このため、男性の育児休業取得を促進するとともに、小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働を免除する制度等の普及促進を図る。
- 企業における、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施について支援する。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

【施策の基本的方向】

子育てについては、社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって支援するべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要である。このため、「少子化社会対策大綱」(平成16年6月)及び「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)(平成16年12月)におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。また、子どもの養育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。

【具体的な取組】

- 「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービス、放課後児童対策のより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに低負担で利用できる保育サービス等を充実する。
- 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業を踏まえ、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す。
- 地域に根ざして子育て支援活動を行っている NPO などに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。
- 母子家庭の母等の生活の安定と自立の促進に向けた取組を積極的に推進する。また、父子家庭の実態を把握し、引き続き必要な施策を講じていく。
- 若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。
- すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した家庭教育に関する学習機会の提供や I T 活用を含む家庭教育支援など、

家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。

- 子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保を支援するとともに、職住近接で子育てしやすい居住環境や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。
- 乳幼児や親子に配慮した公共交通機関等のバリアフリー化を推進する。
- 都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。

(3) 地域社会への男女の共同参画の促進

【施策の基本的方向】

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。この際、男女の生涯にわたる学習機会の確保にも配慮する。

また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

【具体的な取組】

- 暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への住民参画が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。
- NPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、NPO等に対する社会的な支援の仕組みについて検討する。
- 地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。